

# 留 意 事 項

## 1 寄贈対象

寄贈対象施設は、事業運営が適正に行われ、社会福祉法人が運営する物品寄贈の必要性の高い就労継続支援（B型）施設とします。

なお、過去に庁友会より助成を受けている施設は、原則、対象外とします。

## 2 寄贈物品

(1) 施設の事業活動（環境整備）に必要な物品とします。

（作業用あるいは作業所の環境整備に必要な物品）

(2) 物品の金額は、**1事業所当たり30万円**（税込）を上限とし、総額90万円（税込）以内とします。

## 3 要望書・施設の概要の記入について

(1) 要望理由、現状、期待される効果等について必ず御記入ください。

(2) 要望物品については、30万円を限度として、限度内であれば何品でも構いません。

なお、合計（総事業費）が30万円を超過した場合は自己負担となります。

(3) 要望物品は新品とし、2社以上の業者より物品見積書をとっていただき、物品カタログを添付ください。ただし、インターネットでの見積書・カタログ等は不可とさせていただきます。

(4) 要望品の数量・単価・金額を必ず御記入ください。

(5) 運営団体または施設に関するパンフレット等がある場合は、施設の概要の添付資料として併せて送付してください。

## 4 交付団体の決定及び交付

(1) 提出された「要望書」は本会から宮崎県庁友会へ提出し、宮崎県庁友会が審査・決定し、7月～8月に通知を行います。

(2) 決定交付団体は、それに基づき物品購入手続きをとっていただきます。

(3) 物品納入時に宮崎県庁友会より直接法人（事業所）に伺い目録贈呈を行います。

(4) 支払いは、物品納入業者から請求書を宮崎県庁友会に提出していただき、物品納品確認後、宮崎県庁友会から業者指定口座へ直接振り込むこととなっております。